

徳島県告示第二百六十五号

令和五年徳島県告示第二百七十三号（口頭により開示を求めることができる保有個人情報（報を定める件）の一部を次のように改正し、令和六年六月一日から施行し、同日以後に実施する試験に係る保有個人情報について適用する。

令和六年六月一日

徳島県知事 後藤田 正 純

表徳島県立総合看護学校第一看護学科推薦入学試験の項の項名を「徳島県立総合看護学校第一看護学科入学試験」に改め、同表徳島県立総合看護学校第一看護学科及び準看護学科入学試験の項の項名を「徳島県立総合看護学校第二看護学科入学試験」に改め、同表徳島県立総合看護学校第二看護学科入学試験の項の項名を「徳島県立総合看護学校准看護学科入学試験」に改める。